

# 令和元年度TDM施策推進業務（その1） 特記仕様書

## 1. 業務名

令和元年度 TDM 施策推進業務（その1）

## 2. 契約の期間

契約日の翌日から令和2年3月27日

## 3. 業務の目的

本業務は、自家用車利用から公共交通への転換等を図るTDM（交通需要マネジメント）施策等を推進し、中南部都市圏の交通渋滞緩和、県民及び観光客の移動利便性の向上、低炭素社会の実現を図ることを目的とする。

## 4. 委託額（上限額・消費税10%込み）

13,420,000円

## 5. 業務内容

### （1）大学生に対するMM（モビリティ・マネジメント）の推進

#### 1) 目的

大学生のマイカー通学による渋滞状況を分析し、問題・課題等について3大学（琉球大学・沖縄国際大学・キリスト教大学）でのWGを通し整理を行い、今後の対策案について検討する。

#### 2) 内容

##### ①大学周辺の渋滞状況分析

- ・大学及び周辺地域の交通特性を、道路交通センサスやPT調査結果を活用して把握する。
- ・変動要素別の渋滞状況を1年分の民間プローブデータを用いて分析する。  
(季節別、曜日、時間帯、または大学の試験日程等)
- ・大学周辺渋滞状況の問題・課題の整理を行う。

##### ②3大学WG設置・運営

- ・3大学（琉球大学・沖縄国際大学・キリスト教大学）の関係者への事前説明を行う。
- ・WGを設置し、運営を行う。※2回程度（要綱作成、メンバー検討）

##### ③対策案の検討

- ・課題解決の対策案をロジックモデルで多面的に整理し、KPI（評価指標）を設定する。

#### 3) 成果

- ・大学周辺の渋滞状況分析結果
- ・WGへの提供資料、WG議事録

- ・ロジックモデル、KPI 整理結果

## (2) キャンパス交通システム

### 1) 目的

大学生の公共交通への利用を促進するため、新モビリティサービスを含めた検討を行い、実証実験に向けたスキームを整理する。

### 2) 内容

#### ①モビリティの評価分析

- ・既存のモビリティを比較するため、評価指標（アクセシビリティ指標等）について検証し、各モビリティの評価指標を算定し、比較分析を行う。
- ・マイカー保有の費用を、事例別(成人男性・高齢者・主婦・学生等)に算出し、マイカーに対する評価指標と公共交通機関の評価指標との比較分析を行う。

#### ②新モビリティサービスの検討

- ・新モビリティサービスの国内外の取り組み事例を整理し、実装可能性の高いモビリティについて評価指標等を整理し、実証実験に向けたスキームを整理する。

#### ③シェアサイクル

- ・近年利用者数が伸びているシェアサイクルの県内状況を調査し、事業者との連携により大学内外への導入を検討し、大学生によるマイカー通学の抑制を図る。
- ・シェアサイクルを展開するにあたり、TDM 施策として効果的な設置個所の検討を行う。
- ・事業者と連携を図り、本格導入時に事業者主体の取組となるよう検討を行う。

### 3) 成果

- ・各モビリティの評価指標と比較分析結果
- ・事例別マイカー保有費用と公共交通機関との比較分析結果
- ・新モビリティサービスの整理結果と実証実験に向けたスキーム
- ・シェアサイクルの検討報告書

## (3) 報告書作成

- 1) 本業務の報告書は、作業過程、結果や必要なバックデータ、図表が盛り込まれていること。図表は個別に利用、修正が可能なオリジナルデータも添付すること。
- 2) 報告書のとりまとめにあたっては、検討内容について体系的に整理し、図表やイメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするよう努めること。

## 6. 成果品

- 1) 調査報告書（くるみ製本・A4版）・・・ 3部
- 2) 調査報告書（概要版）・・・・・・・・・・ 20部
- 3) 上記1)及び2)の電子ファイル・・・・ 一式
- 4) その他、沖縄県の指示する資料等・・・・ 一式

## 7. 業務の実施体制等について

主として本委託業務に従事する3名以上の技術者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他の事務について、十分な遂行体制をとること。実施体制については、組織体制図を作成すること。また、委託業務全体のスケジュールの他、各担当者のスケジュール及びスケジュールの管理体制図等を作成すること。

## 8. 著作権等

成果品の著作権及び所有権は沖縄県企画部交通政策課に帰属する。ただし、本委託業務実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

沖縄県企画部交通政策課の許可を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

## 9. 業務の再委託についての留意事項

### 1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

- ア 契約金額のうち、調査分析業務等に係る経費
- イ 企画、管理、指導監督などの統括的かつ根幹的な業務

### 2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

### 3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

＜その他、簡易な業務＞

- ア 資料の収集・整理
- イ 複写・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計
- エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

## 10. 他業務との連携について

同時期発注の「令和元年度公共交通利用促進に向けた調査検討業務」にて、関連した大学生に関する調査を予定している。相互に連携し業務の遂行にあたること。

## 11. その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通政策課及び受託者で協議の上決定する